

成年後見制度の概要

○ 制度の趣旨

高齢社会への対応及び福祉の充実等の観点から、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和による柔軟かつ弾力的で利用しやすい制度への社会的要請にこたえる。

○ 概要

法定後見制度と任意後見制度の2つがある。法定後見制度については、各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた制度とするため、補助・保佐・後見の三類型に分かれている。

(1) 法定後見制度(民法)

3類型	補助	保佐	後見
判断能力の程度	不十分	著しく不十分	欠く常況

* 補助:軽度の認知症者等が対象で、本人の同意の下で特定の契約の締結等について支援を受けられる。

(2) 任意後見制度(任意後見契約に関する法律)

自分の判断能力が低下する前に、本人が選ぶ後見人(任意後見人)に、将来の財産管理等について依頼するため、公正証書で任意後見契約をすることができる。

(3) 成年後見登記制度(後見登記等に関する法律)

プライバシー保護の観点から、戸籍への記載に代わる公示方法として成年後見登記制度を設けている。